

18 破傷風

(1) 定義

破傷風毒素を產生する破傷風菌 (*Clostridium tetani*) が、外傷部位などから組織内に侵入し、嫌気的な環境下で増殖した結果、產生される破傷風毒素により、神經刺激伝達障害を起こす。

(2) 臨床的特徴

外傷部位などで増殖した破傷風菌が產生する毒素により、運動神經終板、脊髓前角細胞、脳幹の抑制性の神經回路が遮断され、感染巣近傍の筋肉のこわばり、頸から頸部のこわばり、開口障害、四肢の強直性痙攣、呼吸困難（痙攣性）、刺激に対する興奮性の亢進、反弓緊張（opisthotonus）などの症状が出現する。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から、破傷風患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

イ 感染症死者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、破傷風により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。